

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年1月15日

横浜市契約事務受任者  
横浜市教育次長 石川 隆一

1 契約の概要

二俣川小学校 フェンス外汚水柵詰り直し

校舎東側のフェンス外にある汚水柵が、樹木の根により詰り汚水が垂れ流しになったため、木の根を除去し詰りを直す。

2 履行(納品)場所

旭区二俣川1丁目33番地

3 契約日

令和6年12月20日

4 履行日又は履行期間

令和6年12月21日

5 契約金額

38,500円

6 契約の相手方(名称及び所在)

横浜市西区久保町4番12号

三ツ矢設備工業株式会社

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

二俣川小学校において、汚水柵の詰りにより汚水が通学路に溢れ出て悪臭もひどいため、通行の妨げになり、早急に汚水柵詰りを直すため、木の根の除去作業を実施しました。

8 契約の相手方の選定理由

有資格者名簿に登録のある会社であり、迅速な対応ができることから選定しました。

9 所管課

横浜市立二俣川小学校